

抗議文

2023年2月7日

千代田区長
樋口高顕 殿

神田警察通りの街路樹を守る住民訴訟弁護団

弁護士 山下幸夫

弁護士 大城 聡

弁護士 福田隆行

弁護士 熊澤美帆

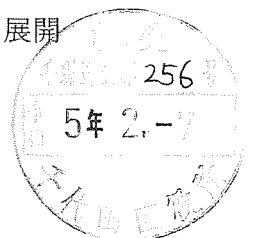
弁護士 久道瑛未

千代田区が2023年2月6日未明に神田警察通りにあるイチョウ並木の街路樹うち、II期工事区間にある4本のイチョウの木を伐採したことに当職らは強く抗議する。神田警察通りの街路樹の伐採に関しては、多くの地域住民が伐採に強く反対し、現在、東京地方裁判所に国家賠償請求訴訟（同裁判所民事第26部乙合議D係、令和4年（ワ）第10954号）と住民訴訟（同裁判所民事第2部Bd係、令和4年（行ウ）第302号・同446号等）が係属中である。

区は、昨年6月30日に街路樹を伐採しない試掘工を行う際に、①変更を生じる場合は地域住民に事前に連絡すること、②作業にあたっては木の根に影響がないように努めることを工程表に記して、地域住民に交付した。これを受けて、地域住民は、同年7月3日付けで、工事説明会を開催すること及び工事に関する資料の提供を求める要望書を提出した。区は、同要望書の内容について否定する見解を地域住民に対して伝えていないし、上記の①及び②についてその約束が失効した旨を伝えたことはないその後、区は、工事は中断していた。このような事実経過をみれば、区と地域住民との間で、中断していた工事を再開するにあたっては、事前に地域住民に連絡し、どのような工事をどのような手順で行うかについて工事説明会を開催するとの合意が成立していたというべきである。

しかし、区は、地域住民に対して、事前に連絡することもなく、また、工事説明会を開催することなく、本年2月6日未明に街路樹の伐採を強行した。かかる区の行為は、上記合意を反故にするものであり、到底許されるものではない。

千代田区参画・協働ガイドラインでは、「区の施策や事務事業を効果的かつ効率的に展開



していくためには、まずは区自らが区民等の参画の機会の確保に努めるとともに、地域で活動する様々な主体と区、あるいは、多様な主体間の協働の推進に努める必要があります」と区の果たすべき役割を定めている。樋口高頭区長は、千代田区の行政を担う責任者として同ガイドラインで定める区の役割を実現する立場にある。しかし、樋口高頭区長は、抗議に区役所に赴いた地域住民からの抗議文を受け取らずに「粛々と進める」と繰り返した。このような樋口高頭区長の言動は極めて不誠実であると言わざるを得ない。突然の街路樹伐採及び樋口高頭区長の言動が、同ガイドラインの区の役割から大きく逸脱し、本来あるべき行政の公平性・中立性を害し、地域の分断を生んでいることは明らかである。

そして、現在、上記の国家賠償請求訴訟と住民訴訟が現に係属中であり、特に、住民訴訟においてはイチョウの木を伐採する本件工事を実施することが違法か否か審理されているのであるから、執行停止制度がない住民訴訟において、執行停止されていないからイチョウの木の伐採は許されるとして裁判中に伐採を強行するのは、住民訴訟をあまりにも軽視ないし無視するものであり、訴訟上の信義則（民事訴訟法2条）に反するものである。

当職らは、樋口高頭区長に対し、街路樹の伐採及び地域住民に対する言動を強く非難し、抗議する。また、樋口高頭区長が、地域住民に対し、今回の街路樹伐採について誠実に経緯を説明し、謝罪することを求める。

以上